

報告第1号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和6年1月9日処分）

令和6年1月16日提出

筑西市長 須藤 茂

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和6年1月9日

筑西市長 須 藤 茂

記

- 1 相手方 桜川市在住個人
- 2 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

- 3 損害賠償の額 金26,319円

別記

- 1 事故の種類 車両自損事故
- 2 事故の相手方 桜川市在住個人
- 3 事故の概要

令和5年2月28日午後5時頃、上平塚地内の市道において、当該道路を走行中の相手方車両が左折し、土留めを固定するH型鋼材の上を通過した際に、当該H型鋼材が相手側車両左側後方のタイヤ1本を破損させた。

なお、当該事故の過失割合は、相手方7割、当市3割である。